

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成18年度）

平成18年11月30日
内閣府男女共同参画局

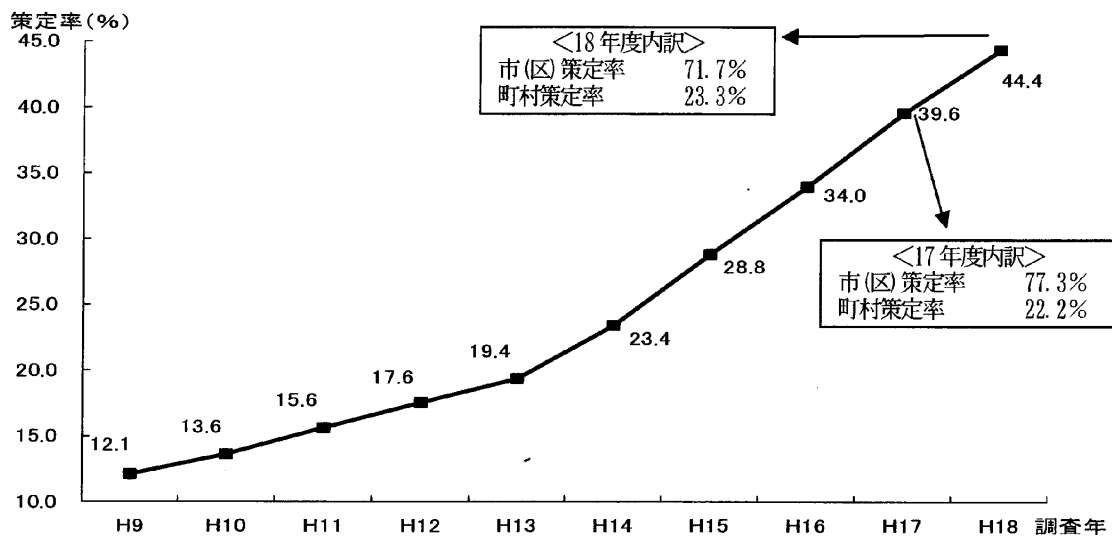
全国の地方自治体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について、各都道府県を通じて取りまとめた。その概要は以下のとおりである。

★本調査の調査時点は原則平成18年4月1日であるが、地方公共団体の事情により調査時点が異なる場合がある。

1 男女共同参画に関する計画の策定、条例の制定状況

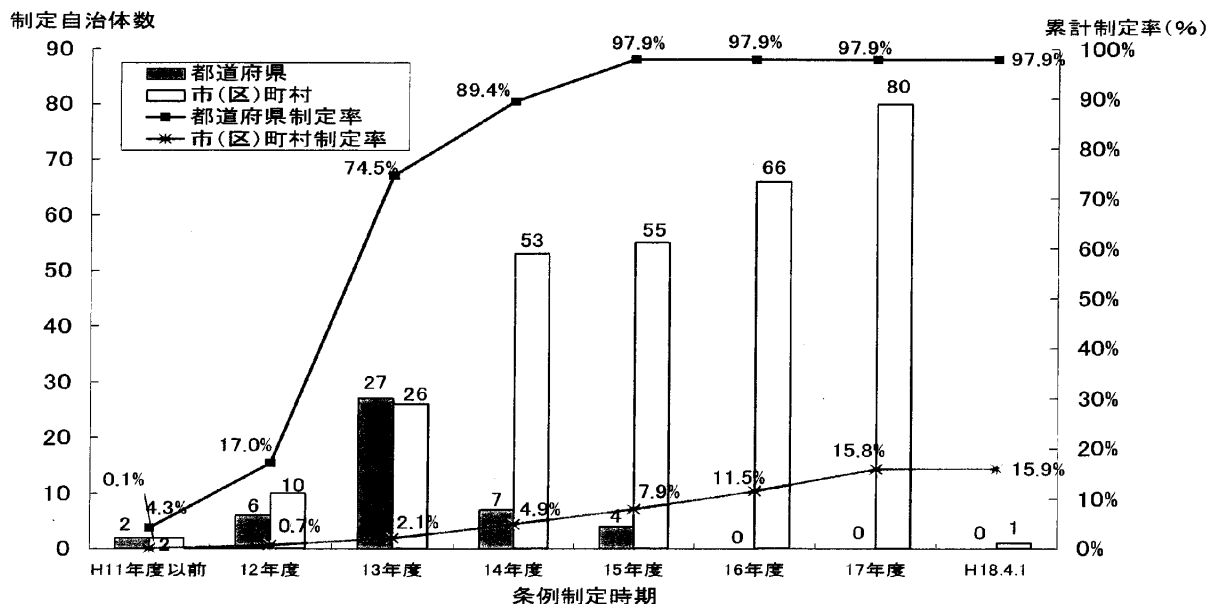
(1) 計画 全ての都道府県及び政令指定都市において計画策定済みとなっている〔概要P9〕。

市区町村での策定率も年々上昇し44.4%となっており、増加している。計画の策定検討中の市区町村は381自治体(全体の20.7%)となっている〔概要P10〕。



(2) 条例 17年度中に男女共同参画に関する条例が新たに制定された地方自治体は80市区町村。

都道府県・政令指定都市で見ると、46都道府県及び全政令指定都市で条例制定済みとなっている〔概要P11〕。市区では条例を制定している自治体は29.7%、町村では5.3%となっている〔概要P12〕。条例未制定の市区町村における今後の制定予定は、市区の38.4%、町村の27.0%が制定を検討している〔概要P3図4〕。

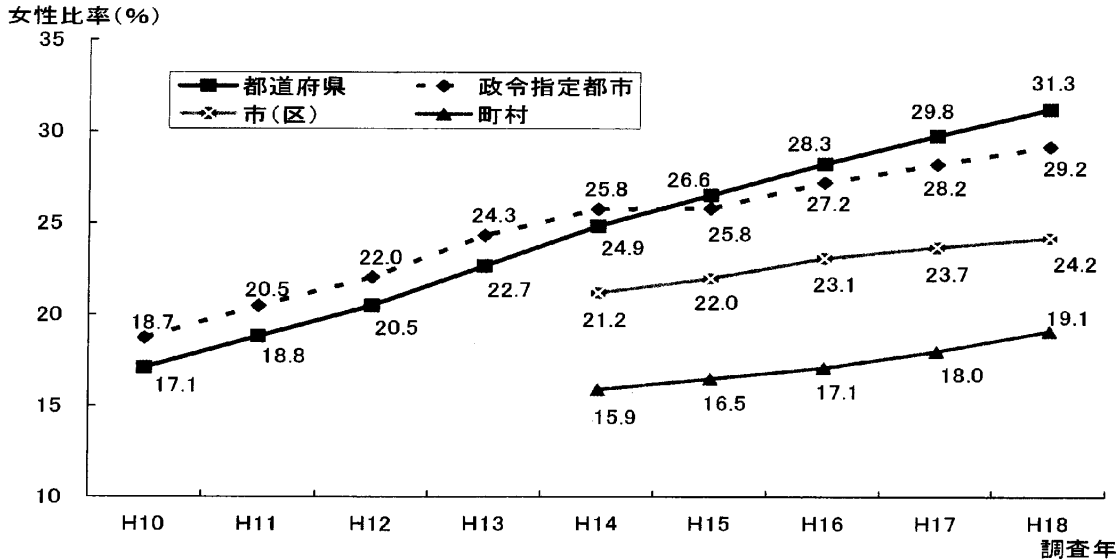


2 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 審議会等委員への女性の登用比率

都道府県の審議会等への女性登用比率は昨年度調査時より 1.5 ポイント上昇して平均 31.3%に、政令指定都市で 1.0 ポイント上昇して 29.2%となり順調に増加している。(*1)〔概要 P4 図 5〕

市区町村の審議会等への女性登用比率は平均 22.5%で、うち市区 24.2%、町村 19.1%となっている〔概要 P18〕。172 市区町村で女性比率が 30%を超えている一方、16 市町村では女性委員が一人もいないか 5%未満となっているなど自治体間の格差が大きい。(*2)

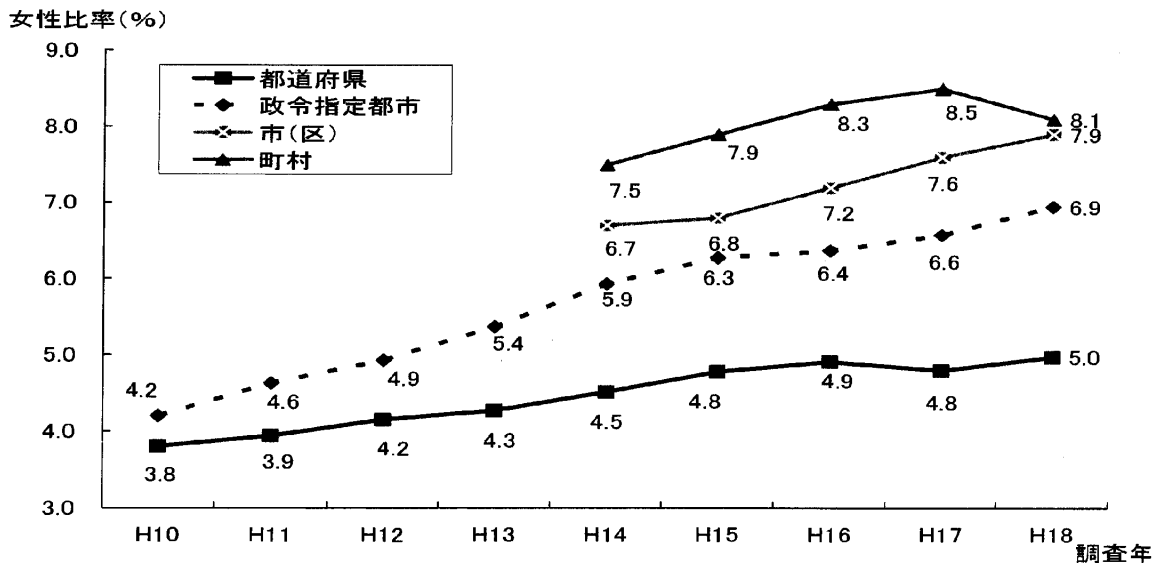


(*1) 各都道府県・政令指定都市が女性の登用目標の対象としている審議会等での女性比率を、都道府県、政令指定都市別に単純平均した値

(*2) 登用目標を定めていない市区町村も含め全ての市区町村の、法律、政令又は条例に基づく審議会等での女性比率

(2) 管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率

地方自治体の女性管理職比率は都道府県で平均 5.0%、政令指定都市が平均 6.9%、市区町村では平均 7.9%となっている〔概要 P6 図 8、P21〕。自治体間には大きな格差があり、女性管理職比率が 10%を超える自治体が 496 ある一方、女性管理職が一人もいない自治体が 524 もある。



3 男女共同参画・女性のための総合的な施設〔概要 P23、P25〕

42 都道府県、14 政令指定都市に設置されており、市区町村では 262 自治体で整備されている。

4 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制〔概要 P33〕

45 都道府県、全政令指定都市で、男女共同参画関係施策についての苦情を処理する体制が構築されている。